

建設関連業務に係る指名停止等措置基準

〔平成 18 年 6 月 6 日〕
建 技 第 1 4 1 号

〔沿革〕平成 19 年 6 月 29 日建技第 176 号一部改正、平成 23 年 3 月 3 日建技第 827 号一部改正、平成 24 年 11 月 15 日建技第 510 号一部改正、平成 26 年 8 月 25 日建技第 300 号一部改正、平成 29 年 3 月 23 日建技第 790 号一部改正、平成 29 年 12 月 28 日建技第 611 号一部改正、令和元年 10 月 29 日建技第 460 号一部改正、令和 4 年 10 月 24 日建技第 515 号一部改正、令和 7 年 3 月 17 日建技第 889 号一部改正

(趣旨)

第 1 この基準は、建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札の有資格業者（建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和 58 年告示第 1328 号）第 6 条に規定する資格者。以下「有資格業者」という。）に対する指名停止等の措置基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第 2 指名停止とは、別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件に該当する有資格業者について、一定期間、条件付一般競争入札に参加させない措置及び指名競争入札において指名しない措置をいう。

2 知事は、有資格業者が、別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

3 前項の規定に基づく指名停止の期間の始期は、措置の決定があった日の翌日とする。

4 知事が第 2 項の指名停止を行ったときは契約担当者（会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 2 条第 10 号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、当該有資格業者を入札の落札者としてはならない。当該有資格業者を構成員に含む設計共同体（建設関連業務に関する共同設計方式の取扱いについて（平成 26 年 8 月 20 日付け建技第 280 号）に規定する設計共同体をいう。以下同じ。）についても同様とする。この場合、個別業務ごとの入札参加資格の確認をしているとき、又は当該有資格業者及び当該有資格業者を構成員に含む設計共同体を現に指名しているときは、それぞれ当該確認又は当該指名を取り消すものとする。

(再受託者に関する指名停止)

第 3 知事は、第 2 第 2 項の規定により建設関連業務を受注した有資格業者（以下「受注者」という。）について指名停止を行う場合において、業務の一部について受注者から再

委託を受けた有資格業者（以下「再受託者」という。）についても当該指名停止について責を負うべきことが明らかになったときは、当該再受託者について、受注者の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

（指名停止期間の特例）

第4 有資格業者が一の事案について別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、適用基準の期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

2 知事は、有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、該当することとなった回数に1月を乗じた期間を指名停止の期間に加重することができる。ただし、有資格業者が別表第1から別表第3までの各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、加重措置の対象としないものとする。

（1）同一の有資格業者が、別表第1から別表第3までの各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1から別表第3までの各号の措置要件に該当することとなったとき。

（2）同一の有資格業者が、別表第2第1号、又は、第2号及び第3号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第2第1号、又は、第2号及び第3号の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 知事は、有資格業者について贈賄事案において発注機関の職員から強要されてやむなく贈賄した場合等情状酌量すべき特別の事由があるため、別表第1から別表第3までの各号及び前2項に定める適用基準の期間を短縮して指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。

4 知事は、有資格業者について贈賄事案や不正不誠実事案において違法行為を何度も繰り返していた場合等極めて悪質な事由があるため、又は有資格業者が極めて重大な結果を生じさせたため、別表第1から別表第3までの各号に定める適用基準の期間を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2倍まで延長することができる。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例）

第5 知事は、有資格業者について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間をそれぞれ当該各号に定める期間とすることができる。

（1）談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2号又は第3号に該当したときは、2倍の期間

- (2) 別表第2第2号又は第3号に該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者（独占禁止法第7条の3第2項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）は、2倍の期間
- (3) 別表第2第2号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）は、2倍の期間
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省庁の長などによる調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2号に該当する有資格業者に悪質な事由（当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいう。以下この項において同じ。）があるとき（前3号に掲げる場合を除く。）は、1月を加重した期間
- (5) 県又は他の公共機関の職員（刑法第7条第1項に定める国または地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含み、更に私人であっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含む。）が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号及び第2号に掲げる場合を除く。）は、1月を加重した期間
- 2 知事は、指名停止期間が満了した有資格業者について、別表第2第2号に該当し、かつ、前項第1号から第3号までのいずれかに該当した場合等極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。
- 3 知事は、有資格業者について独占禁止法違反等の不正行為により、別表第2第2号の措置要件に該当することとなった場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、指名停止の期間を当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1まで短縮することができる。

（指名停止期間の変更）

第6 知事は、指名停止の期間中の有資格業者について、贈賄事案において発注機関の職員から強要されてやむなく贈賄した場合等情状酌量すべき特別の事由又は贈賄事案や不正不誠実事案において適用基準に該当する違法行為等を何度も繰り返していた場合等極めて悪質な事由のあることが警察、検察等のその後の調査等で明らかになったときは、

別表第1から別表第3までの各号、第4及び第5に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

- 2 知事は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該指名停止に係る事案について責を負わないことが明らかとなったときは、有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の承継)

第6の2 指名停止期間中の有資格業者から、合併、会社分割、営業又は事業の一部譲渡等の組織変更により当該有資格者の業務（建設関連業務に限る。）を承継した有資格業者は、指名停止措置を承継するものとする。

(指名停止等に係る通報)

第7 部局長（岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する部局等並びに議会事務局、教育委員会事務局及び警察本部並びに医療局及び企業局の長をいう。以下同じ。）は、その分掌する事務に関して有資格業者が別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する疑いがあると認めたとき、第11の規定により指名停止に至らない事由に関する措置が必要であると認めたとき又は第6各項のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なく指名停止等事由通報書（様式第1号）により県土整備部長に通報するものとする。

- 2 業務を所管する地方公所長（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公所の長をいう。）は、その分掌する事務に関し有資格業者が指名停止等の措置事由に該当すると認められたときは遅滞なく所管部局長あて報告するものとする。

(指名停止の通知等)

第8 知事は、第2第2項若しくは第3各項の規定により指名停止を行い、第6第1項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同第2項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ指名停止通知書（様式第2号）、指名停止期間変更通知書（様式第3号）又は指名停止解除通知書（様式第4号）により通知するとともに、県のホームページで公表するものとする。

- 2 県土整備部長は、知事が前項の規定により通知をしたときは、電子掲示板への掲示により通知するものとする。

- 3 知事は、第1項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が県の発注した建設関連業務（医療局及び企業局所管に係るものを含む。以下「県発注業務」という。）に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、契約できる相手方が指名停止期間中の有資格業者のみの場合であって、次の各号に掲げるやむを得ない事由があり、あらかじめ部局長の承認を受けたときは、こ

の限りではない。

- (1) 災害時の応急業務等で緊急を要するとき。
- (2) 指名停止期間中に契約しなければ著しく不利になると認められるとき。

(再受託の禁止)

第10 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が県発注業務を再受託することを認めてはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11 知事は、指名停止を行わない場合において、有資格業者に対し、別表第4各号のいずれかに該当したと認めるときは書面又は口頭で警告を、別表第5各号のいずれかに該当したと認めるときは書面又は口頭で注意を、それぞれ行うことができる。

附 則 (平成19年6月29日付け建技第176号)

(施行期日)

- 1 改正後の基準は、平成19年7月1日から施行する。
- 2 有資格業者が改正前の別表第2第1号から第7号までに規定する措置要件に該当する場合で、平成19年6月30日以前に当該措置要件に該当することとなったときの措置基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正前の別表第2第1号から第7号までのいずれかの規定に基づき平成19年6月30日以前に行われた指名停止等の措置に係る改正前の第4及び第5の特例の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月3日付け建技第827号)

(施行期日)

- 1 改正後の基準は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の日(以下「施行日」という。)において指名停止の期間中である有資格業者について、施行日以後の組織変更により当該有資格業者の業務を承継した有資格業者が明らかになったときは、改正後の基準を適用する。
- 3 施行日以前の違法行為等に係る施行日以後の行政指導、行政処分等に基づき指名停止を受けた有資格業者について、当該指名停止を受けた日以前の組織変更により当該有資格業者の業務を承継した有資格業者があることが明らかになったときは、改正後の基準を適用する。

附 則 (平成24年11月15日付け建技第510号)

改正後の基準は、平成24年11月15日から施行する。

附 則 (平成26年8月25日付け建技第300号)

改正後の基準は、平成26年8月26日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日付け建技第790号)

- 1 改正後の基準は、平成29年4月1日から施行する。

2 この基準の施行前にした行為については、改正後の基準を適用する。

附 則（平成 29 年 12 月 28 日付け建技第 611 号）

1 改正後の基準は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

2 有資格業者が改正前の別表第 2 第 4 号に規定する措置要件に該当する場合で、この基準の施行の日以後に当該措置要件に該当することが明らかになったときは、改正後の基準を適用する。

附 則（令和元年 10 月 29 日付け建技第 460 号）

改正後の基準は、令和元年 10 月 29 日から施行する。

附 則（令和 4 年 10 月 24 日付け建技第 515 号）

改正後の基準は、令和 4 年 10 月 24 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 17 日付け建技第 889 号）

1 改正後の基準は、令和 7 年 3 月 17 日から施行する。ただし、別表第 2 第 5 号の規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

2 令和 7 年 6 月 1 日より前にした行為に対する別表第 2 第 5 号の規定の適用については、なお従前の例による。

県内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	適用基準	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 県発注業務の委託契約に係る競争入札において、入札参加資格確認調書、条件付一般競争入札参加申請書、入札参加資格確認資料その他の落札決定前の調査資料に虚偽の記載をし、業務の委託契約の相手方として不適当であると認められるとき</p>	(1) 業務着手前に受注者から虚偽の記載について報告があったとき又は(2)から(6)までに該当しない虚偽記載のとき。	1月
	(2) 契約から業務着手までの間に県から虚偽の記載の指摘を受けたとき。	2月
	(3) 業務着手後に県から虚偽の記載の指摘を受けたとき。	3月
	(4) 契約から業務着手までの間に虚偽の記載の事実が判明したとき((2)に該当する場合を除く。)	4月
	(5) 業務着手後に虚偽の記載の事実が判明したとき((3)に該当する場合を除く。)	5月
	(6) 文書偽造又は事前共謀の事実があるとき。	6月
<p>(過失による粗雑成果物)</p> <p>2 県発注業務の履行に当たり、過失により業務を粗雑にしたと認められるとき。この場合において、「過失により業務を粗雑にしたと認められるとき」とは、次に掲げる場合を指すものとする。</p> <p>(1) 会計検査院の検査又は県監査委員の監査において、不良業務として文書により指摘されたとき。</p> <p>(2) 完了検査等において不良業務として指摘されたとき。</p> <p>(3) 業務の進行管理が不良で再三指摘されても改善しないとき。</p> <p>(4) 上記に掲げる以外の場合で措置が必要と認められるとき。</p>	ア 業務履行中に成果物が粗雑であると判明したとき。	2月
	イ 業務履行中に成果物が粗雑であると判明し、県への報告が遅れたとき。	3月
	ウ 業務履行中に県により成果物が粗雑であると指摘されたとき。	4月
	エ 業務完了後に、完了検査などにより成果物が粗雑であると判明したとき。	5月
	オ 当該成果物が粗雑であることの影響で履行期限に遅れたとき。	6月
<p>3 県内における建設関連業務で次に掲げるものの履行に当たり、過失により建設関連業務を粗雑にした場合において、契約不適合(引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものをいう。)が重大であると認められるとき。</p> <p>(1) 国、市町村、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条に定める法人をいう。)又は県が出資している公社等(県が2分の1以上出資している団体をいう。)が発注した業務</p> <p>(2) 土地改良区又は農業協同組合等が発注した業務で県の補助事業によるもの</p>	ア 業務履行中に成果物が粗雑であると判明したとき。	1月
	イ 業務完了後に、完了検査などにより成果物が粗雑であると判明したとき。	2月
	ウ 当該成果物が粗雑であることの影響で履行期限に遅れたとき。	3月

措置要件	適用基準	期間
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、県発注業務の履行に当たり契約に違反し、業務の委託契約の相手方として不適当であると認められるとき。この場合において、「県発注業務の履行に当たり契約に違反し、業務の委託契約の相手方として不適当であると認められるとき」とは、次に掲げる場合を指すものとする。</p> <p>(1) 業務の全部を一括して第三者に再委託したとき。</p> <p>(2) 正当な理由がなく業務を契約期間内に完了せず、履行遅滞となり、損害金等を徴収されたとき。</p> <p>(3) 上記に掲げる以外の場合で措置が必要と認められるとき。</p>	ア 契約条項の違反が判明したとき。	2月
	イ 履行期限に遅れたとき。	3月
	ウ 一括再委託を行ったとき、又は、業務履行に必要な報告を怠ったとき。	4月
	<p>(公衆損害事故)</p> <p>5 県発注業務の履行に当たり、公衆（通行人、隣家の住人等当該業務関係者以外の全てを指すものとする。以下同じ。）に死亡者、重傷者（負傷の治療に要する期間が30日以上を負傷者をいう。以下同じ。）若しくは軽傷者（負傷の治療に要する期間が11日以上を負傷者（重傷者を除く。）をいう。以下同じ。）を生じさせ、又は損害を与えたと認められる場合で、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 安全管理の措置が不適切であったとき。</p> <p>(2) 同一の業務において、別表第5第1号による注意があった日から1年を経過するまでの間に、別表第4第1号の警告を受けた後に同号に掲げる事由に該当したとき。</p>	ア 公衆に損害（停電、断水又は電話の不通等を伴う損害にあつては、広範囲にわたるもの。）を与えたとき。
イ 1名の軽傷者を生じさせたとき。		2月
ウ 1名の重傷者又は2名の軽傷者を生じさせたとき。		3月
エ 2名の重傷者又は3名の軽傷者を生じさせたとき。		4月
オ 1名の死亡者又は3名の重傷者若しくは4名の軽傷者を生じさせたとき。		5月
カ 2名以上の死亡者又は4名以上の重傷者若しくは5名以上の軽傷者を生じさせたとき。		6月
<p>6 県内における建設関連業務で県発注業務以外のもの（以下「一般業務」という。）の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者、重傷者若しくは軽傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	(1) 公衆に1名の軽傷者を生じさせた場合又は公衆に損害を与えたとき。	1月
	(2) 公衆に1名の重傷者又は2名の軽傷者を生じさせたとき。	2月
	(3) 公衆に死亡者又は2名以上の重傷者若しくは3名以上の軽傷者を生じさせたとき。	3月

措置要件	適用基準	期間
(業務関係者事故) 7 県発注業務の履行に当たり、業務関係者に死亡者又は重傷者若しくは軽傷者を生じさせたと認められる場合で、次のいずれかに該当するとき。 (1) 安全管理の措置が不適切であったとき。 (2) 同一の業務において、別表第5第2号による注意があった日から1年を経過するまでの間に、別表第4第2号の警告を受けた後に同号に掲げる事由に該当したとき。	ア 1名の軽傷者を生じさせたとき。	1月
	イ 1名の重傷者又は2名若しくは3名の軽傷者を生じさせたとき。	2月
	ウ 1名の死亡者又は2名若しくは3名の重傷者若しくは4名若しくは5名の軽傷者を生じさせたとき。	3月
	エ 2名以上の死亡者又は4名以上の重傷者若しくは6名以上の軽傷者を生じさせたとき。	4月
8 一般業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務関係者に死亡者又は重傷者若しくは軽傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	(1) 1名の重傷者又は2名若しくは3名の軽傷者を生じさせたとき。	1月
	(2) 死亡者又は2名以上の重傷者若しくは4名以上の軽傷者を生じさせたとき。	2月

備考

- 「適用基準」は例示であり、その例示に該当しないときは、個別の事案の情状に応じて適当と判断した期間とする。
- 第5号(1)及び第7号(1)において、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として発注者が仕様書等により具体的に示した事故防止の措置を受注者が適切に措置していない場合又は発注者の事故原因に係る所見や調査結果等により当該事故についての受注者の責任が明白となった場合とする。ただし、警察署及び労働基準監督署等により当該業務の管理技術者等が刑法、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときとすることが適当である場合には、それによることができる。
- 第5号(2)及び第7号(2)の指名停止は、それぞれ同一の警告につき1回に限るものとする。
- 第5号から第8号までにおいて、同一の事故で死傷者が多数発生し、「適用基準」に定める期間を超えて措置する必要があると認められるときは、措置基準第4第4項の規定を適用する。
- 第6号及び第8号において、安全管理の措置が不適切であり、かつ当該事故が重大であると認められるのは、原則として警察署及び労働基準監督署等により当該業務の管理技術者等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合とする。ただし、新聞報道、公表された業務事故の調査結果その他の情報を総合的に勘案し、当該事故についての受注者の責任が明白であることが判断できる場合とすることが適当である場合は、それによることができる。

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	適用基準	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	措置要件に該当したとき。	12月
<p>(独占禁止法違反)</p> <p>2 業務（個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいう。以下同じ。）に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反したことが次の（1）から（4）までに掲げる事実のいずれかにより判明し、建設関連業務の委託契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 排除措置命令 (2) 課徴金納付命令 (3) 刑事告発 (4) 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反容疑による逮捕</p>	措置要件に該当したとき。	12月
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>3 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	措置要件に該当したとき。	12月

措置要件	適用基準	期間
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>4 別表第1、別表第3及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設関連業務の委託契約の相手方として不適当であると認められるとき。この場合において、「不正又は不誠実な行為をし、建設関連業務の委託契約の相手方として不適当であると認められるとき」とは、次に掲げる場合を指すものとする。</p> <p>(1) 法令違反により、逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) 県発注業務において、落札決定後辞退、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合</p> <p>(3) 上記に掲げる以外の場合で措置が必要と認められるとき。</p>	<p>ア 所管行政庁から、法令に違反し行政処分を行った旨の通報があったとき。</p>	1月
	<p>イ 県発注業務の履行にあたり、委託業務成績評定要領に基づく評定点が60点未満となったとき(評定点が、指名停止による減点により60点未満となったものを除く。)</p>	1月
	<p>ウ 一般役員等(有資格業者の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所を代表する者で代表役員等(有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書(専務取締役以上の肩書をいう。))を付した役員を含む。))をいう。以下同じ。)以外の者をいう。以下同じ。)又は使用人(有資格業者の使用人で一般役員等以外の者をいう。以下同じ。)が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	2月
	<p>エ 県発注業務において、次のいずれかに該当するとき。 (ア) 落札決定後に契約を辞退したとき。 (イ) 有資格業者の過失により入札手続が大幅に遅延したとき。</p>	3月
	<p>オ 代表役員等が逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	4月
	<p>カ 代表役員等、一般役員等又は使用人が公共機関発注の事業に関連し逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	6月
	<p>キ 一般役員等又は使用人が県発注の事業に関連し逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	8月
	<p>ク 代表役員等が県発注の事業に関連し逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	9月
	<p>ケ 代表役員等、一般役員等又は使用人が岩手県の区域における産業廃棄物の不法投棄等により廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	9月
	<p>5 別表第1、別表第3及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設関連業務の委託契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。</p>
<p>(2) 公共機関発注の事業に関連し、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。</p>		6月

備考 「適用基準」は例示であり、その例示に該当しないときは、個別の事案の情状に応じて適当と判断した期間とする。

暴力団排除に基づく措置基準

措置要件	適用基準	期間
<p>有資格業者の役員等（代表役員等及び一般役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と密接な関係を有するなど、建設関連業務の委託契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	(1) 有資格業者の役員等が暴力団員であると認められるとき。	24月
	(2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。	24月
	(3) 有資格業者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。	9月
	(4) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	9月
	(5) 有資格業者の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	9月
	(6) 受注者が再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。	9月
	(7) 受注者が(1)から(5)までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）に、契約担当者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。	2月
	(8) 受注者が契約の履行に当たって、暴力団員又は暴力団関係者等による不当要求又は妨害を受けたにもかかわらず、正当な理由なく契約担当者への報告及び警察への届出を怠ったと認められるとき。	1月

備考 「適用基準」は例示であり、その例示に該当しないときは、個別の事案の情状に応じて適当と判断した期間とする。

別表第4（第11関係）

警告の措置基準

事由	措置内容
1 別表第5第1号による注意があった日から1年を経過するまでの間に、同一の建設関連業務で同号に掲げる事由に該当したとき。 2 別表第5第2号による注意があった日から1年を経過するまでの間に、同一の建設関連業務で別表第1第7号（1）の措置要件に至らない業務関係者事故を発生させた場合で、注意の必要があると認められるとき。 3 別表第5第3号又は第4号に掲げるいずれかの事由に該当し注意があった日から1年を経過するまでの間に、同じ号に掲げる事由に該当したとき。	口頭又は書面による警告

備考

- 1 合併、会社分割、営業又は事業の一部譲渡等の組織変更があるときは、基準第6の2の規定を準用する（以下同じ。）。
- 2 第1号及び第2号による警告は、それぞれ同一の注意につき1回に限るものとする。
- 3 「業務関係者事故」とは、業務関係者に死亡者、重傷者又は軽傷者を生じさせたと認められる事故をいう（以下同じ。）。

別表第5（第11関係）

注意の措置基準

事由	措置内容
1 別表第1第5号（1）において、措置要件に至らない停電、断水又は電話の不通等を伴う公衆損害事故を発生させた場合で、注意の必要があると認められるとき。 2 別表第1第7号（1）において、措置要件に至らない業務関係者事故を発生させた日から1年を経過するまでの間に同一の建設関連業務で同号（1）の措置要件に至らない業務関係者事故を発生させた場合で、注意の必要があると認められるとき。 3 別表第2第4号において、所管行政庁から、建設関連業務に関する法令に違反し行政指導を行った旨の通報があったとき（建設関連業務の営業に関し行政指導があった場合に限る。）。 4 前3号に掲げるもののほか、注意が必要と認められるとき。	口頭又は書面による注意

備考 「公衆損害事故」とは、公衆に損害を与えたと認められる事故をいう。